○農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一二三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大阪府豊能郡能勢町野間大原一二四、一二六、一〇一二五、一〇一二八、野間中一六〇、一六一、一〇一六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び能勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市日野一三七六の二・一三七九の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町泊浦字弦場山四〇九・四一一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本字宮ノ上一一二四の五九・字浜山一二三二の二七（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町越知字幸四郎丁一五八二・丁一五八三の一・字尾常瀧丁一六五一の一・丁一六五一の七・丁一六五一の八（以上五筆国有林）、丁一六五一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字大砂六二四の五七から六二四の六二まで・字山口八五三の六九から八五三の七一まで（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字西大畑一七〇〇の一、一七〇〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市北上町十三浜字小泊四四の一・五五の一三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四二の二五から九四二の二三六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県室戸市羽根町字大浦乙三九八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字白木一三九四、一三九五、字ゼンコウ平一三九七の一、一三九七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備